

# 令和8年度 上地小学校 学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。教職員は、いじめ防止に向け、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという認識に立ち、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めると共に、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつと共に、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育むと共に、他者への思いやりの気持ちを養い、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを推進していく。

### 【いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

### 【いじめの解消】（文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題調査」より）

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安とする。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

## 2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「いじめ対策委員会」「長期欠席対策委員会」「虐待対策委員会」を設置。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

### <構成員>

校長 教頭 教務主任 校務主任 校務主任補佐 保健主事 生活指導主任 長期欠席担当 学年主任  
特別支援主任 該当学級担任 養護教諭 スクールカウンセラー

### (1) 「いじめ防止・いじめ問題対策組織」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや教育相談の結果の分析、対策の検討を行い、実効ある対策に努める。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だより等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ・年度開始時に、学校ホームページにて「学校いじめ防止基本方針」を掲載すると共に、紙面でも配付して、校長による説明を通して、児童や保護者、関係機関等への周知を図る。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

### 3 今年度のいじめ防止に向けた取組

#### (1) 昨年度のいじめの実態や対応から明らかになった課題

- ① 相手児童の気持ちを考えずにふざけたり、悪口を言ったりする行為が繰り返し見られる事案があった。
- ② オンラインゲーム内でトラブルが発生し、SNS上でゲーム内で使用しているIDを流されたり、悪口を書き込まれたりする事案があった。
- ③ 学級活動等の中で、友達同士の意見の相違から、悪意はないものの「1人対複数人」という構図が生じ、心に傷を負う事案があった。

#### (2) 課題を解消するための今年度の取組

- ① (3) ①の「いじめの未然防止の取組」のア・イ・ウ・オ・カ、ならびに「いじめの早期発見の取組」のウ・オを重点的な取組として位置付け、全職員で対応していく。また、②の「いじめの早期発見の取組」のウを重点的に進め、児童とよりよい関係が築けるよう、日常的な関わりの質を高める取組を継続していく。
- ② (3) ①の「いじめの未然防止の取組」のエを重点的な取組ととらえ、各学年に応じた情報モラル教育の充実を図る。また、ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。
- ③ 学級活動や道徳の時間等を活用して、「意見の違いはあってよい」「相手の気持ちを想像する」など、学級での共通ルールを再確認する。また、学級集団適応心理検査に関する研修会を充実し、全教職員で全校児童を見守る体制を構築する。

#### (3) 継続的な取組

##### ① いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 毎週水曜日の「エンジョイタイム」で、子供が活躍できる場を大切にしていく。子供同士の関わりを深め、よりよい人間関係の構築に努めたり、社会性を育んだりする。仲間と共に成し遂げた充実感や感動を味わわせたりすることで、子供の「自己有用感」を高める。
- カ 縦割り活動「上地っ子スマイルタイム」で、異学年間の絆を深めて全校がチーム上地として結束を促し、5・6年生が下学年の手本となる活躍の場となり、自己有用感の向上を目指す。また、活躍する5・6年生の姿が下学年の目指すべき姿となり、よりよい循環を生み出す。

##### ② いじめの早期発見の取組

- ア 生活アンケートや教育相談を年間6回実施し、いじめの兆候をつかむ。また、各学期に1回、家庭用に生活アンケートを配付し、保護者からの情報を得る。
- イ 職員会議の後に情報交換の時間を設け、共通理解すると共に、いじめの兆候をつかむ。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- オ 休み時間の過ごし方にも気を配り、児童の個々の人間関係の変化を見取るように努める。
- カ スクールカウンセラーの活用を情宣し、担任に悩みを打ち明けられない場合や担任だけで解決できない問題について相談できるようにする。

##### ③ いじめに対する早期対応

- ア いじめられている児童の理解（被害者保護を最優先）と傷ついた心をケアする。
- イ 被害児童のニーズ（安全な居場所の確保や具体的な支援案の提示等）を確認する。
- ウ いじめの加害者と被害者の関係を修復する。
- エ いじめの解消を目指す。文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題調査」を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談等を通じて、継続的に確認する。

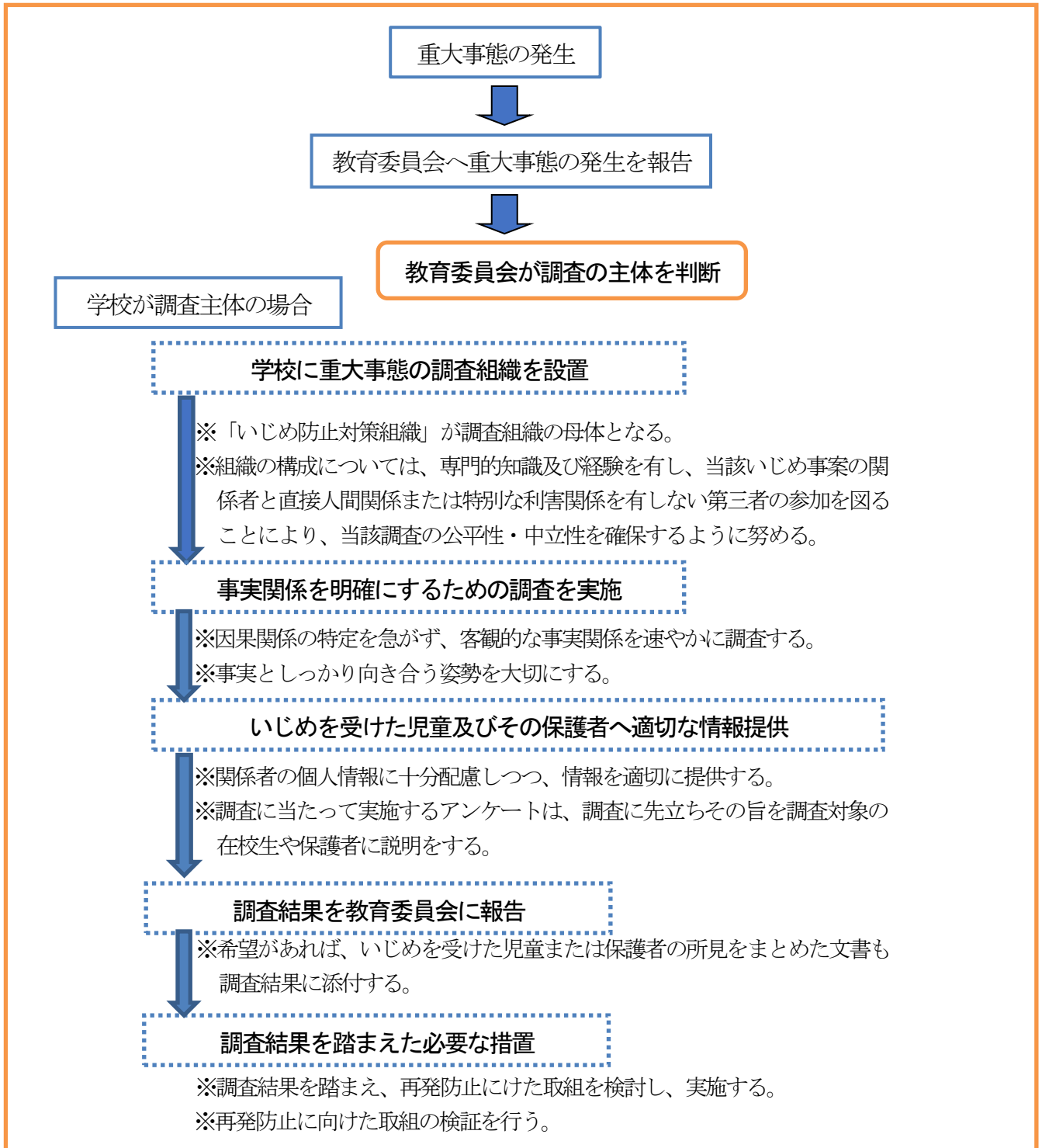
#### 4 重大事態への対応

【重大事案の定義（いじめ防止対策推進法第28条・いじめ防止基本方針）】

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされる疑いがあると認める場合
- ・児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をすると共に、「重大事態対応フォロー図」に基づいて対応する。

【重大事態の対応フロー図】



- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、すぐに「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に伝える。
- (4) いじめ問題等における校内緊急対応体制



## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、学期ごとにPDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校教育活動診断アンケートを実施し、いじめ対策委員会ではじめに関する取組の検証を行う。
- (3) いじめ防止に係る年間計画の見直しを図る。

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、いじめの事例検討やネットトラブルの紹介、学級集団適応心理検査の活用方法等、児童理解やいじめ対応に関する研修を行い、教職員の資質向上を図る。
- (2) 長期休業中のいじめを防止するために、事前・事後指導を行う。

<いじめ防止に係る年間計画>

	いじめ・長期欠席対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P	○「 <b>学校いじめ防止基本方針</b> 」の内容の確認	○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長） ○S.C.について、児童・保護者への周知	○児童や保護者への相談 ○窓口の周知 ○身体測定	○授業参観において「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○「学校いじめ防止基本方針」の配付とHPへの掲載 ○授業参観
5月		○ <b>現職研修①</b> 「いじめ事案への対応について」 ○ <b>情報共有・対応協議</b> →いじめ事案の解消へ向けての取組	○エンジョイタイムの実施（毎週水曜日） ○山の学習（5年） ○「運動会」（異年齢集団活動）	○ <b>生活アンケート①</b> （記名式） <u>学校</u> で実施 →教育相談→対策	
6月		○ <b>いじめ・長期欠席対策委員会</b> →いじめ事案の解消へ向けての取組	○情報モラル指導①	○ <b>生活アンケート②</b> （記名式） <u>家庭</u> で実施 →教育相談→対策 ○WEBQUの実施（1回目） →1回目の評価の検証→対策	○公開授業・学校運営協議会①での評価 ○いじめに関する保護者アンケートの配付
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○学校保健委員会 ○夏休み前の生活指導		○個人懇談会
8月		○中間評価→検証			○愛のパトロール活動
9月			○情報モラル指導②	○身体測定	○授業参観
10月		○ <b>現職研修②</b> 「WEBQU研修」 ○ <b>情報共有・対応協議</b> →いじめ事案の解消へ向けての取組	○観劇会	○ <b>生活アンケート③</b> （無記名式） <u>学校</u> で実施 →教育相談→対策 ○WEBQUの実施（2回目） →2回目の評価の検証→対策	○学校評議員への学校行事・授業の公開
11月		○ <b>いじめ・長期欠席対策委員会</b> →いじめ事案の解消へ向けての取組	○学芸会 ○修学旅行（6年） ○人権週間（代表委員会による集会・標語づくり）	○ <b>生活アンケート④</b> （記名式） <u>家庭</u> で実施 →教育相談→対策	○学校運営協議会②での評価 ○いじめに関する保護者アンケートの配付 ○PTAおしるこの会
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○マラソン大会 ○冬休み前の生活指導		○個人懇談会 ○保護者への学校アンケートの実施、教育活動診断
1月		○ <b>情報共有・対応協議</b> →いじめ事案の解消へ向けての取組	○情報モラル指導③ ○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○ <b>生活アンケート⑤</b> （記名式） <u>家庭</u> で実施 →教育相談→対策	○授業参観 ○いじめに関する保護者アンケートの配付
2月		○ <b>いじめ・長期欠席対策委員会</b> →いじめ事案の解消へ向けての取組 ○自己評価	○福祉実践教室		○学校運営協議会③での評価
3月		○ <b>学校関係者評価及び学校教育活動診断の結果を検証し、「基本方針」の見直し</b>	○卒業を祝う会 ○春休み前の生活指導	○ <b>生活アンケート⑥</b> （無記名式） <u>学校</u> で実施 →教育相談→対策	○学校教育活動診断アンケートの結果分析公表
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○上地っ子スマイルタイム（異学年交流） ○道徳教育、体験活動の充実、魅力ある授業の展開	○健康観察の実施 ○S.C.による相談	○学校運営協議会との連携強化 ○防犯パトロール隊活動 ○民生委員・主任児童員との情報交換会	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する教職員で共通理解を図りながら対応していく。